

令和5年宇治田原町議会活性化特別委員会

令和5年12月13日

午前11時33分開議

議 事 日 程

日程第1 中学生議会について

日程第2 反問権について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	3番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	山内	実貴子	委員
	2番	榎木	憲法	委員
	4番	森山	高広	委員
	5番	山本	精	委員
	6番	宇佐美	まり	委員
	8番	今西	利行	委員
	9番	上野	雅央	委員
	10番	原田	周一	委員
	12番	浅田	晃弘	委員

1. 欠席委員 なし

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	矢野	里志	君
庶務 係 長	重富	康宏	君

開 会 午前11時33分

○委員長（馬場 哉） それでは、予算特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

本日は、議会活性化特別委員会を招集いたしましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、中学生議会及び反問権等について協議をいたしたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の議会活性化特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、「中学生議会について」、お願いをします。

ここで、事務局長よりアンケート結果等の報告がございますので、アンケート等の資料をご覧くださいながらよろしくお願ひします。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付をさせていただいております中学生議会のアンケート結果のほうをご覧くださいと思います。1ページをご覧ください。

ご承知のように、令和5年11月9日木曜日に維孝館中学校の3年生を対象に実施をしたものでございます。

1組、2組に分かれまして、3年1組につきましては10時から10時55分、2組につきましては11時から11時55分ということで、教育委員会送迎の下、中学生議会のほうを実施させていただきました。

また、中学生議会の実施に先立ちまして、10月27日金曜日には、馬場委員長、藤本副委員長、事務局とで維孝館中学校の3年生2クラスに出前講座、20分を2クラスということで、出前講座のほうを実施していたところでございます。

当日開催いたしましたアンケートのほうを中学生に書いていただけて、その集計をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

当日につきましては、エレベーターホールで説明をさせていただきまして、3階事務局、また正副議長室の見学、そして議場に入りまして議長から議場の説明、続いて一般質問の説明、その後中学生につきましては12名が議員席に座りました。それ以外の方は傍聴席に座っていただいて、1組につきましては12名中4名、2組につきましては12名中5名の方にそれぞれ一般質問をしていただいたところです。

また、採決体験ということで、宇治田原町の町名を「ハート♡宇治田原町」にすることについてという仮想議案で、表決を行いました。3年1組が賛成が3人、反対が5人ということで否決になりました。3年2組につきましても賛成が5名、反対が7名ということで、1組、2組ともに議案については否決となったところでございます。

その下の、問いの1から5につきましてですけれども、まず問1の町政や議会についての理解は深まりましたかという内容につきましては、1番、2番で57名、約97%の方が「深まった」、「やや深まった」というような結果となっております。

続きまして、2ページ目になります。

10月27日に開催をしました出前授業の感想はどうでしたかということで、こちらにつきましても59名の方、99%の方が「よかった」、「まあまあよかった」というような回答をいただいています。

議員席に座っていただいた方、ちょっと議員席以外の方も回答をされておるんですけども、面白かったという方が22名、特に感想はないという方が7名でございました。

議案についての賛成の理由については、別になってもあまり大差はないと思った、インパクトがあって町外からも人が集まりそうだと思ったからというものがありました。反対の理由については、住所とか就活のときに人に言うのが恥ずかしいとか、宇治田原町の前にそのままハートをつけるのは違うと思ったから、また昔からある名前を変えるのは抵抗感があったというものがありました。

続きまして、3ページ目になります。

質問に対しての答弁はどうでしたかということで、100%の方が「よかった」、「まあまあよかった」というような回答をいただいております。意見といたしましては、緊張して声が震えたけれども最後まで言えてよかった、思っていた以上にしっかりとした答弁だったのでよかったというような記述がございました。

問いの5ということで、将来、高校生議会や大学生議会が実施されたら参加しようと思いませんかというところで、「わからない」という方が43名、72%というような状況でございました。

4 ページ目から自由記述ということで、たくさん記載のスペースをつくりまして書いていただいたものでございます。

議場についてですが、議場については、テレビとかでしか見たことがなかったので改めてすごいなと思ったとか、しゃべるごとに違う人が映し出されているので驚いたとか、議場に入るときに礼をするというのが知らなかったのがよかったというようなことが議場について感じられたことです。

採決のボタンを押して考えられたことの見解といたしましては、国のほうでもこうやって決めてはるのかなと思いましたが、賛成、反対のボタンを押すことがないと思うので押すことができよかったし、その1回押すだけで町が変わると思ったという貴重な記述もありました。

質問をして感じたところでは、議場で議員の皆さんが日頃どれだけ考えて議事をなさっているのかがよく分かりましたですとか、質問をして返答をいただけて、議員になったようでうれしかったし楽しかったとか、一般質問で若い人達の発言とかは大切だと思ったというような前向きな意見をいただいています。

5 ページ目に移りまして、傍聴して感じたところですが、絶対無理だろうなと思っていた質問でも認めてよいところを褒めていただいて、ちゃんと答えていただいたのでイメージと違った、反論とかされるのかなと思っていたけれども、質問とか意見をすごく尊重してよかったというようなことを、傍聴の方が記載をされています。

答弁を聞いて考えたことは、そこにありますショッピングモールの話ですとか、花火大会の話ですとか、チェーン店の話で、具体的に答弁のあった内容の感想が記載をされています。

10月27日の出前授業では、宇治田原町のことなどについてたくさんのお話を教えていただいたということで、感想をいただいています。

最後に6 ページ目に移りまして、中学生議会を通してということで、全体のところの記述になりますが、簡単には体験できないことを体験できてよかったとか、議会は単純なわけでもなく解決策を出すのがかなり難しいと感じた、一番最後のところになりますが、18歳から選挙権があるので積極的に参加して私もよりよい宇治田原町を持続させられるように選挙に参加しようかなと考えることができたということで、前向きな回答をいただいております。

7 ページ、8 ページ目につきましては、中学生の方に書いていただいたアンケートの書式になります。

9ページ、10ページ目につきましては、京都新聞・洛タイ新報の記事のコピーということで、参考につけさせていただいております。

事務局からは以上です。

○委員長（馬場 哉） ご苦労さまでした。

今、局長からもお話ありましたけれども、このおつけしております資料の7ページ、8ページに書いてあるアンケートを、事後中学生に対してアンケート取らせていただいて、それを事務局がこのような形できれいにまとめていただいて大変ありがたく思っています。

このアンケートの結果をもう一度一通り読んでいただいたらいいかと思うんですけれども、アンケートの最後のところ、中学生議会を通してというところで、最後の自由記述に、今後も選挙等に参加しようと思えることができたというのが、中学生の意見があって、もともとこの中学生議会というのは主権者教育を目的に取り組んでおりますので、こういう取組が今後とも主権者という意味合いでいくと、投票率の向上につながったりすれば、結果としてこういう取組をしてよかったかなというふうな感じになっていくかというふうに思います。

新聞記事でもたくさん取り上げていただいて、今回で中学生議会2回目ですかね、だんだん形が固まってきたかなというふうに私自身は考えておるところです。

この件について、何かほか委員の皆さんから感想等ありましたらご発言願います。宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） まず、委員長と副委員長と事務局の方にいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

議会の仕組みとか議会運営方法など、議会の雰囲気を感じながら町政の一端を生徒に学んでもらうということが目的であったと思っています。登壇された生徒も傍聴席の生徒も、始まる前後に積極的に見学をされたりとか、あと将来のことも口にすることもありまして、そういう言葉も聞かれまして、非常に目的を達成できた有意義な時間だったと思っています。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに。今西委員。

○委員（今西利行） 前回と比べましてね、事前に出前講座ですか、持たれて……

○委員長（馬場 哉） 前回もやりました。

○委員（今西利行） え。

○委員長（馬場 哉） 前もやりました。前回は出前講座やりました。

○委員（今西利行） そうでした。ごめんなさい。

かなり今回は代表だけじゃなくて、傍聴席にそれぞれクラスに分かれてしたということとかね、それから事前の質問調整も、またその辺詳しいこととか教えてほしいんですけども、事前の調整もされて、幾つか質問も、取り上げなかった質問もありましたけれども、そのあたりは前回と比べてよくなってきたんじゃないかというふうに思っています。

私、繰り返し言うているんですけども、質問内容によっては、これはずっと言うていることですけども、町当局が答えることと議員が答えることでは微妙に、質問内容によっては違うので、そのあたりの調整は今後もやっていかなあかんんじゃないかなというのが1点。

それから、質問ですけども、かなり今回、私初め題名だけもらったんですね、ちょっと勘違いもしていたんですけども、多分そこは事前にレクチャーされてきたことだと思うんですけども、一般質問ですけども、単なる質問ではあきませんわね。どういう形で、例えば今町がやっている方針について批判というか、これはどうなってんねやとかね、それから具体的な提案、そういう形でやっていくのが質問であって、そのあたりも多分今後ともそれを言っていかなあかんことやなというふうに思いますので、引き続きそのあたりについてもお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（馬場 哉） 今の件ですけども、去年の反省を踏まえまして、副委員長または事務局と学校へ今年初めて出向いたときに、ぜひ中学生の議会での質問、今回の中学生議会についてはできるだけ提案型の質問にしてほしいというお話をさせていただいて、学校、校長先生含めて検討しますということで、しばらく苦慮していただいたんですけども、どういう形がええかなということを学校側は考えられたときに、今回はいわゆる授業の一環として出場しますということを決めていただいて、授業の一環としてしてくださいということで、事前に中学生から質問が出る前に、一度中学生のクラスの中で、班単位でどういう質問をしたらええかなというのを議論されたということなんです。その議論された中で出てきた、いわゆるこういうことを聞いたらええかというクラスの質問を、代表者を決めてご質問されたということなので、事前に中学生議会に対しての取組が学校側でしていただいたということで、昨年よりも、質問に関して言えば、中身の濃いというふうな言い方したら怒られますけれども、少し提案型も含めた質問内容になったのではないかなというふうに考えているところです。

常々からおっしゃってくださっている、当局と議員側の意見が多少違うところはどうしていくのかという点ですけれども、あくまで中学生議会については主権者教育の一環という枠の中でやっていただくことなので、従前からほかの委員さんからもお話出ていますけれども、現状の町の取組を説明するという答弁でいいのではないかということですので、今後、来年度以降もこういう形で実施するのであれば、もちろん議員側の個人的な主張もできるだけ取り入れるようにはしたいと思っておりますけれども、あくまで主権者教育の中でやっている取組なので、そこは少し割り切っていたらどうかというふうに、私自身はそういうふうに考えています。

何かあればどうぞ。今西委員。

○委員（今西利行） それと、もう一つは、表決採られましたね、今回。私それは、感想ですよこれは、あれっと思いましたね、やっぱり。賛成、反対がきちっと表示、自分でされたのはね。事前に打合せはなかったんですよ、もちろん。

だからね、中学生、やっぱり何かこう、どう言うかな、うまく言えませんけれども、自分の考えをさっと、意見がね、賛成、反対言えるということについては、私自身の感想として意外でした。悪い意味じゃなくて、よかったなというふうに思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 今の件ですけれども、出前授業のときに、表決を、ボタンを押す体験をしていただくということはお伝えしていました。中身については詳しくは説明していないです。

ほかに何かございましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでしたら、次の日程第2に……。

来年以降もこういう形で中学生議会を実施すればいいかなというふうに考えているんですけども、皆さんご意見はいかがでしょうか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 議会側としては本当にいい取組やったなと思っているんですが、子どもたちのアンケートがすごくいい方向ばかりやったなと思って、そのあたりは先生方はどう思われているのかがちょっと分からないのでどうかなと思っただけです、はい。

○委員長（馬場 哉） まだ学校側とはこれ終わってから、校長先生にご挨拶実際は行けていなくて、先生の感想なんかはそのときに校長先生からのお話があるかなと感じています。山内委員。

○委員（山内実貴子） 学校は本当にすごく、出前講座からいろいろ学校側も協力してい

ただいて、授業の一環としてやっていただいたんですけれども、それが、先生方もよかったと思ってはるのかどうかという部分、どうかなと思いました。

○委員長（馬場 哉） それは、次回行ったときにお聞きしておきます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、継続して来年度以降もやっていくという方向で、また学校側とも協議をしていきたいということにしたいと思います。

それ、何かありましたら。山内委員、どうぞ。

○委員（山内実貴子） 調整をしながら上手にできたらいいなとは思っています。

○委員長（馬場 哉） それでは、日程第2、「反問権について」に移りたいと思います。

これにつきましては、資料をご覧いただいたらと思います。

反問についての説明を、事務局長のほうからよろしくお願いします。

○議会事務局長（矢野里志） 資料のほうをご覧いただきたいと思います。

議会基本条例に規定する反問についてということで、これにつきましては、令和3年5月13日の議会活性化特別委員会の際に配付をさせていただいた資料を再配付ということでお配りをさせていただいています。

確認にはなりますが、まず1反問、反論についてということで、反問については、質問または質疑の趣旨が不明な場合において、その趣旨を明確にするため問い直すことが、これが反問になります。反論というのは、反対の意見又は建設的意見を述べることで、反問と反論というのは明確に区別をされています。

本町の2議会基本条例に規定する反問というのは、質問の論点整理のためということで、下に基本条例の抜粋をつけさせていただいていますが、議会の一般質問は、議員の質問に対して、町長等は論点整理のため議長の許可を得て反問することができるということで、反問権が基本条例の中で出ています。

3、なぜ「反問」が規定・制度化されたかというところですが、一問一答方式に現在質問等はなっております。それによって論戦が明確化してきたため、また、かみ合わない論戦を回避するため、制度化が進んでいるところです。

裏面にいきまして、4、反問を規定した効果ということで、議員は政策等に広い知見や洞察力を求められスキルアップする、また議員のほうも十分な調査・裏づけを行うことによりまして、実際反問の使用は少なくなるというような効果が認められます。

5、その他ということで、そもそも活性化の中でも話がありましたけれども、実際運

用としては反問等についてはされてきています。ただ、反問を求めるものではなく、反問の活発化については目指すところではないという、あくまで補足的に行われるべきものであるということと、反問については情報量の少ない議員にとっては厳しいものになるということで、その他として資料には書かせていただいています。

これも前回のときと同じですが、6、検討課題としまして、もし反問権を付与するということであれば、会議規則にするのか、要綱、運用指針、申合せ等であるのか。また、反問権を付与する対象ですね、どこまで対象とするのか、委員会、全員協議会等の質疑までいくのか。また反問権を行使できる者についての対象の範囲、また反問の内容ですとか、一般質問等である場合は反問権の時間の取扱いをどうするのか、反問の回数ですとか、あと反問権の行使手順をどういうふうにするのか、こういうのが検討の課題ということで必要になってくるということで、令和3年のときに話をさせていただいた内容になります。

事務局から以上です。

○委員長（馬場 哉） ご苦労さまでした。

この反問権につきましては、前回の9月11日も皆さんにお諮りをいたしまして、そのときの資料というかこちらでまとめているのでは、今西委員からは、議会活性化という観点から認めていくのもいいのではないかと。

榎木委員からは、聞きたいことは何ですかというこういう確認というのはあってもいいのではないかと。榎木委員については反問権を認めていってもいいのではないかとというご意見をいただいています。

原田委員からは、基本的には賛成であると。できる自信があったらやっていったらいいというふうに考えているけれども、議員側はもう少し勉強が必要なのではないかとというご意見をいただいております。

藤本委員からは、ユーチューブ等々では議員側が困っている投稿を見聞きすることが多いと。もう少し皆さんで考えてもらったらどうかというご意見をいただいています。

山本委員からは、委員会の中で問題になっているわけではないので反問権もあってもいいと思うけれども、別に今現状の委員会等の運用方法で現状のままでもいいのではないかと、前回そういうご意見を頂戴した中で、前回9月11日に、あと1回か2回、皆さんにご意見を頂戴し、継続的に審議をしていくというふうに私のほうから報告をさせていただいたところでございます。

12月議会も、このような反問権を行使するような委員会もないようなのですけれども、

3月議会から当然ながら予算委員会も始まりますので、そういう場において、ここである程度委員の方々の意見をまとめられれば、3月に試験的な運用、それで6月以降はしっかりと、今局長が報告をしてくれた運用方法等を決めるかどうかも含めて、6月から正式にといいますか、来年度6月議会からはしっかりやっていたらなという意味合いです。

3月の議会で試験的な運用を、6月からやるという前提で、3月から試験的な運用をやっていけばどうかという委員長からの提案ですけれども、今回この件に関しては最終的な皆さんからのご意見を頂戴したいと思っていますので、最終的な皆さんのご意見を述べていただけたらというふうに考えています。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 今、委員長のほうの、ある程度のスケジュールとかその辺のことは、気持ちとか聞かせてもらったんですけども、やっぱり議会のことですので、採決で決めていったらいいんじゃないかな。賛成しはる人もいれば反対しはるという人もいはると思いますので、最終的に導入するかしないかというのは、もう多数決で決めたらいいかなと思うんですけども。

○委員長（馬場 哉） 今、副委員長のおっしゃっているとおり、今日このメンバーについては最終的な取りあえずお答えというか、お気持ちというか、意見は頂戴するので、今日最後にはちょっと賛成、反対の部分だけを皆さんにはお聞きしたいと思いますので、それ以前にここはこういうふうにするねやというご意見があれば、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

ありますか。今西委員。

○委員（今西利行） 前に意見言うたのであれですけども、繰り返しにはなりますけれどもね、今までもそういう反問をされてきたこともありますし、そのままだもいいんじゃないかという意見もあったんですが、議会活性化をするという意味で提案されているわけで、私は、それは以前からあったかもしれないけれども、やっぱりある程度明記して、議会活性化特別委員会としてこういう形でやっていくという取組の一環として、これももしそれが反問権というのを付与してかえって活性化しないんだったら、それはやめるべきかと私は思うんですけども、今のところ私が考えている範囲では活性化する一つの助けになるんじゃないかなというふうに思うので、あえて反問しないほうがいいという意見がちゃんとした理由があるんだたら言っていたら、そこで議論したらどうかというふうに今は考えています。

○委員長（馬場 哉） ほかにご意見はございますか。山本委員。

○委員（山本 精） 基本的には前回の意見と変わりはないんですけども、反問権ですよ、今、今西委員は活性化になるからいいんじゃないかという話でしたよね。ただ、それが本当に活性化になるのかなというのはまだまだ僕自身は疑問があるんだよね。そのところはどうかと思います。現状何か問題があって、反問権がなければ議会が動かないということであれば、それは問題やと思うんですけども、別にそれによって議会動いているわけですから、別に問題はないかなというふうには思っています。

○委員長（馬場 哉） 別に現状のままでもいいのではないかとふうに山本委員のお話の中で、現状は委員長の裁量に任されているというところがあるかと思うんですけども、仮に当局側のほうが反問に近い質問を、答弁をするときに、議会の議員側からは、今のは反問ではないのかということ議員は言うことができるんですよ。反問したらあかんことになっているので、委員会ではね。今の現状ではですが。だから、議事進行かけて、今当局が言うた答弁については反問であると、それはちょっと取り消しなさいということ議員側から言うこともできるんですよ。

そういう部分も曖昧になっているので、そうすると委員会が暫時休憩で止まりますよね。そういう部分が止まってしまうようなことが頻発するような会議の運営では、私はいかんのではないかとということで、もし反問を当局側が行使できるのであれば、それはやはり反問されたことに関して、議員も当然ながら質問の切り口を変えたりしなければいけないので、議員のスキルアップにもつながっていくというふうには考えております。

ただ、委員会の運営上、反問を現状はしないということになっていますけれども、私の知り得る情報の中で、ある程度の職員さんに聞くと、反問を認めてくれはったらいいのではないかと、そういう当局の職員さんもいますので、今後そういう面からすると、反問権ぐらいは委員会において認めていけばいいのではないかとというのが私の意見でございます。山本委員。

○委員（山本 精） 基本条例でいうと、抜粋のところ、3に「議会の一般質問は、広く」と書いていて、「議員の質問に対して、町長等は、論点整理のため議長の許可を得て反問することができる」と書いていますよね。議会は本会議というかその辺の一般質問とかに対しては認められているわけですよ。

○委員長（馬場 哉） 一般質問においてはです。山本委員。

○委員（山本 精） 一般質問で認められていんねやから、そのところはいいわけですよ。

○委員長（馬場 哉） だから、私は委員会において……山本委員。

- 委員（山本 精） だから、ここに書いているのはね、検討課題のところ、一般質問、議案に対する質疑（議場）ということで、ここに書いている議案に対する質疑の中で反問権を認めているんですか。
- 委員長（馬場 哉） 私は、委員会の審査において当局側の反問権を認めて、そのところだけ認めたらどうですかという……山本委員。
- 委員（山本 精） だから、両方とも書いてますやん、ここは。
- 委員長（馬場 哉） え。山本委員。
- 委員（山本 精） 両方とも書いてますやんか、検討課題の中に。
- 委員長（馬場 哉） 整理してもう一回。山本委員。
- 委員（山本 精） だから、一般質問については反問権があると。というのはオーケーですよ。
- 委員長（馬場 哉） はい。山本委員。
- 委員（山本 精） 実際上、この間言うたら、今までは要するにこの間というか我々がこの7年間に対して言えば、ほとんどもう質問と答弁書が出来上がってしもうていて、反問するようなことも起こっていない状況ですよ。そうやったらそれで反問できるような形のもので言えば、本来の形に戻して、1問だけは質問趣旨は出して、あと2問目以降はもうなしみたいな形でね、あってもええと思いますけれども、それから……
- 委員長（馬場 哉） そこからちょっと話が飛んでいるので、そこは……山本委員。
- 委員（山本 精） そういうことがあればね、反問権も使われると思うんですけども、現状の下では一般質問はほとんどないでしょうね。
- 委員長（馬場 哉） 山本委員がおっしゃっている一般質問の中で反問を認めているねんからという部分でおっしゃっていますけれども、私が申し上げているのは、委員会のやり取りの中で現状は認めていませんので、そこは委員長の裁量に任せられている部分が多いので、委員会において反問をできるようないわゆる取組をしていけば活性化につながるのではないかと、そういう提案なので、一般質問においてやっておられることに関して、現状は確かに反問を行使されるようなことはないんですけども、そこは現状のいわゆる運用のままという、私は前回からそういうふうに申し上げているところです。委員会において反問権を当局側にも認めたらどうかという、そこなんです。榎木委員。
- 委員（榎木憲法） 2ページが一番上、4番、委員会じゃなくて例えば……。できるようにする場合に、議員は知見、洞察力を求められる、スキルアップすると。また、議員

は十分な調査・裏づけを行うようになり、実際反問はないと書いてあるんだけど、委員会で例えば今日みたいな会議の前日ぐらいに資料をもらって、なかなか習熟、読破できない中で質疑をすると、反問された場合にもう次の言葉が出てこなくなって逆に委縮してしまうんじゃないかなという気がするんですけどもね。これ意見ですよ。逆にそういうことをしてしまうと、反問されたら、もうちょっと答えられづらいからもうやめておこうかなというようなことになりかねなくなるようなことはないのかなというのが、ちょっと気持ちとして感じています。

○委員長（馬場 哉） 仮に今、榎木委員のおっしゃった、委員会における当局から反問というのは、どういう反問があるか現状は予想できませんが、仮にイメージで言えば、議員側から質問を当局側に投げかけた場合に、当局側は「今、A委員のおっしゃったことはこれこれこういうところを争点としているんですか」というそういう質問を反問されるということなので、それ以上の反問は、現状はないというふうに……。あれば反論になりますよね。論点整理のためにやっている。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 違いますよ。

○委員長（馬場 哉） どう違うの。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 例えば、今、今西委員が言わはる高校生の通学費無償化を町長のほうに求めはって、それを町長が答弁しはりますけれども、反問権があったら、ほなその財源をどうするんですかと今西委員に聞くことも可能だよというのが、反問権ですよ。

○委員長（馬場 哉） それはもちろん可能です。それはできますよ。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 今の質問の趣旨はこうですねと聞くのだけが反問権じゃないですよ。

○委員長（馬場 哉） それはもちろん踏まえているよ。

反論はできないけれども、反問はできるよという。だから、その部分は反問です。

財源は何ですかというぐらいは反問に含まれる可能性はありますよ、もちろん。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 含まれていますやん、それ。

○委員長（馬場 哉） 可能性があります。そういう質問するかどうか知らんで。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） ほんで、もう一つさっき言いかけたんですけども、逆質問になるということやね。さっき委員長が、反問ぐらいはと言うはったけれども、反問って

結構大きな権利やし、付与されて困る立場になるのは議員のほうですよ。

○委員長（馬場 哉） だから、それはみんなで問うているんねや。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） だから、それ安易に賛成して自分の首絞めていることになるかも分かりませんよ。その辺気つけて発言しはったほうがいいと思います。

○委員長（馬場 哉） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は常に同じことしか言わんのですけれども、過去から言うているように、ちょうど5番のその他のところに書いてある「反問は情報量の少ない議員にとっては厳しいものになる」という、今藤本委員言われているとおりにね。まさにもうここですわ。だから、皆さんがはっきりとそういうような勉強をして知識持って、討論できるのであればつけたらええんですけれども、それが、前から言うているように現状ではどうかなということで、私は現在は反対です。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 今西委員。

○委員（今西利行） 今、藤本委員言われたことに関してなんですけれども、今それが反問ですか、本当に。では、反論とどう違うの。

（「ここに書いてありますやん」「規定の反問と反論とはという」「出ているで」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 今西委員。

○委員（今西利行） 答弁者が質問または質疑の趣旨が不明な場合においてその趣旨を明確にするために、その質問等を行った者に対して問い直すことということでしょう。それ、だから、例えば今の問題で言うたらね、財源どうするんやというのはそれが私は反論だと思うんですよ。反問じゃないです、そんな。趣旨は分かっているなら答弁しなさいと……

（「条例とかを議員で制定したときに、町長やら行政側が問いただすのが反論です」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩します。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後0時37分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

反問権について、皆様からいろいろとご意見を頂戴しましたが、ここで一応の賛否ということで、反問権について認めていたらどうかなという点について賛成の方。

(賛成者挙手)

○委員長(馬場 哉) 賛成少数ということで、今後反問権については引き続き勉強するという……

(「結論出たんやから、今後はあらへん」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 今後というのは、次の議会でもやらはったらどうかなという。では、この件については終わります。

日程第3、「その他」について、何かございませんか。森山委員。

○委員(森山高広) 「その他」で、議会へのタブレット導入について、ちょっと資料を提示させていただきたいと思います。

配付の資料を読みながらお願いします。

タブレット導入によるIT化は、時代への対応をするだけでなく、人件費や印刷製本費の削減、ファクス廃止などによるコストカットも見込め、資料の視認性や検索の利便性の向上、議会だより編集作業への応用も期待できます。

次に、各議会のタブレット導入の経緯と現状について、ちょっと資料が多いので、はしょっていききたいと思います。

まず、岡山県美咲町。これは文教厚生常任委員会で視察行ったときに、たまたまかなりタブレットとかITとか先進地やったこともあり、まず一番最初に取り上げさせてもらいました。

町議会ではタブレット端末導入のメリットであるコスト削減、作業効率の向上、情報の携帯性、安全性の確保から早く認識し、2018年から常任委員会において試験的にペーパーレス会議を行いました。配付のタブレットとしては、アップル社のiPadを配付し、現在全てペーパーレス議会を実施しています。

実際に視察行ったとき、視察帰る前に職員の方に質問したんですけども、職員の方からもタブレットはかなりお薦めやという話をされました。

次に、愛知県の安城市。ここはかなり先進地域の一つとして有名らしくて、かなり、10年以上前からもう取り組まれているところです。

28名の市議全員にタブレット端末を配付し、スケジュール管理、掲示板機能、ペーパーレス会議、本会議での電子採決、会議資料閲覧、会議のライブ中継ほか、議員が行政調査時に携帯する、様々な場合で活用しています。

次のページ下段、ここは珍しく議員主導で段階的に活用しているということでした。ほとんどのところは、調べましたところ行政側中心で行われていると調べでは書いてい

ました。

検討の結果、A4資料がそのままのイメージで参照できる12.9インチのiPad Proを導入したということです。

その内訳として、グループウェア、会議システム、タブレット利用料、Wi-Fi費用など、ここの議会ではこういうことになっています。

まとめとしては、ペーパーレス化によりシステム利用料やレンタル費はかかるが、人件費、製本製作費、ファクス廃止などにより、結果としてコストカットを実現しているということでした。

次に、北陸から石川県能美市。北陸は、調べていましたら、かなり先進的なところが多いということが分かりました。

市議会では、会議資料のペーパーレス化や事務作業の軽減化を図るため、2021年5月からiPad ProとmoreNOTE、moreNOTEというのはグループウェアで、議員同士連絡したり会議したりいろいろなことができるソフトの一つです。

成功の例としていろいろ挙げておられましたので、読みたいと思います。年間で約23万3,000枚の紙資料を削減したということです。全ての議員・執行部ともにタブレットを使用し、完全ペーパーレスを行っているということでした。あと、年間173万円の経費削減効果があったということです。あと、資料の視認性も向上しているということで、例えば写真や図解などもカラーで鮮明に表示できるほか、文字の拡大ができることから、資料の視認性が向上したということです。

あと、オンライン行政視察・研修、これは導入しているところはどこもやっているみたいで、ここが特別のことをやっているわけではないみたいです。

あと、議会広報紙の校正作業の効率化も書いてあって、個人的に興味があったのが、校正作業にタブレットを活用することで従来の3分の1程度まで校正時間を短縮することが可能になりましたと書いてあったんですが、どうしてそこまでできるのかなというのがすごい興味がありました。

次に、大津市ですが、大津市もこの辺でかなり先進的な取組をされているで有名どころらしいです。

もともとは電子採決の導入がきっかけで、iPadのノーマル版セルラーモデルを合計74台導入され、議員も執行部も導入されているということです。貸与という形ですが、実際、議員が分割で払っているということでした。議会や委員会はもちろん、一般質問などの提出の書類などほぼ全てIT化がされており、グループウェア、ここではサイボ

ウズを使っているんですけども、先ほどのmoreNOTEもその中の一つです、会議資料の閲覧や、スケジュール管理、メール送受信、連絡事項の確認など、日々の執務にタブレットを活用しております。課題といわれていたのが、閉会時に執行部側がタブレットを使う理由がないので、そのまま放置されているということでした。

次、京田辺市ですが、膨大な量の議案書のペーパーレス化のため導入されました。時代の流れにも対応するためでもあります。現在、議会のみ導入されており、iPad Proが議会より貸与されています。ここはmoreNOTEが導入されており、議員間で同じインターフェースを導入することにより、連携やお互いに教え合うのに役立っています。ほかにウェブ会議も行っています。改選時には、使ったことない人に覚えてもらうために研修も行っているということでした。

行政側はiPadとかのタブレットは導入しておらず、パソコンを持ち込み、紙も併用しております。今後、行政側としてはどうするかはまだ決まっていないということでした。

次に、城陽市ですが、この辺ではかなり初めのほうに、初期にタブレットを導入したということですが、あまり実際には使いこなせていないということでした。

それでもファクスとか紙とかを廃止してちょっとは進んでいるということですが。

しかしながら、議会とか委員会ではまだタブレットは使われておらず、現在視察中ということでした。

その他のまとめでは、ほかの自治体では、執行部側には使用すること自体に技術的には問題はないということでした。ふだんパソコンで仕事されていますので、特に問題はないということがいろんなところで書かれていました。ただし、セキュリティーをどうするかというのが悩みどころということ、大津市さんでも町でもそう言われていました、宇治田原町でも。あと、初期投資が大きいので、コスト面をどう捉えるかが執行部により意見が分かれているということでした。ほかの自治体では、議員には対応できない議員もおり、タブレット導入に反対するケースも多いということが書かれていました。導入しても、実際あまり使いこなせていないケースも結構あるということも分かりました。

ちなみに、本町では、特に広報委員会では、Google Driveというクラウドのソフトを導入しており、編集にも使っております。IT化は近隣の自治体よりもそのあたりはかなり進んでいるということが分かりました。

あと、タブレットにはアップルのiPadが現状使われていることも多いんですけども、ほかにもマイクロソフトが出しているSurfaceとかいろんな選択肢があり

ます。Surfaceの場合はWindows PCの代わりにも使えますので、執行部側のふだんの使用にも向いていると言えます。もちろん議員側も、Surfaceを持っていたらふだんのPCにも使えますが、既に例えばiPadを持っておられる方やったら特にそれでも問題はないかなと思います。あと、導入する場合ですが、予算の制約もあり、本町では各議員が自分で負担する方向かなという感じです。

あと、コストについては、最終ページですが、2年ぐらい前まではかなり安く買えたんですけども、円安の影響でかなりの値段になっています。例えば、iPad Air、10.9インチで9万2,800円から。メモリーとかによってこれよりどんどん上がります。iPad Pro使っているところ多いんですけども、17万2,800円という形でかなりの金額となっています。あと、最小限のコストとすれば、iPadの普通版といわれているやつで、それだと6万8,800円からあります。

あと、参考に、マイクロソフトのSurface Laptop 5、中身はほぼウィンドウズのパソコンなんですけれども、その場合、13.5インチの場合、13万6,180円からとか、いろんな種類がありますが、それぐらいからあります。普通のちょっと高めのノートパソコンぐらいのイメージとなっています。

これで以上です。

○委員長（馬場 哉） 森山委員、資料をきっちり作っていただいてありがとうございます。

これについてはちょっと先々というか、仮にやっ払いこうというふうになると、行政側との調整であるとか予算の執行の有無であるとか、この委員会室や議場のWi-Fiの環境であるとかを、いろいろ見直していかなあかん部分があるかなというふうに委員長として考えます。

けれども、ここにも書いてありますけれども、文教厚生常任委員会で視察行った美咲町ですね、議長さん含めて町長さん、職員さんもいわゆるペーパーレスでタブレットを使用されていて、これは非常にいいシステムやから貴町でもぜひ導入されてやっていかはったらどうです。ということも美咲町の議長さんからもそういうことを言われましたので、膨大な紙資料も含めて、ペーパーレス化と会議のIT化については今後とも考えていかなあかんというふうに考えます。

ご意見ございましたら。山内委員。

○委員（山内実貴子） タブレット導入はいずれはしないといけないなと思っています。タブレットと何か違うんですね、タブレットではないんですね、その何という……

(「Surface」「Surfaceはタブレットや」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 森山委員。

○委員(森山高広) タブレットとしても、ふだんのPCの代わりとしても両方使えるようになっていきます。iPadの場合、プリンターとかにつなぐとか、その辺において普通のパソコンの代用品にはならないんですけども、Surfaceの場合は普通のパソコンで、画面は一見したらタブレットで、キーボードがついているタブレットみたいなものなんですけれども。なので、ふだん使うのであればそっちのほうがいいであろうという。実際議会で使っているところまだあんまりないみたいなんですけれども、最初の頃導入したところほとんどiPadばかりで。でも課題としては行政側が使えないとか、ふだんが用途として全く合わないということです。

○委員長(馬場 哉) 山内委員。

○委員(山内実貴子) ちょっと今後考えていかなあかんことかなと思います。

○委員長(馬場 哉) ほかにご意見があれば。原田委員。

○委員(原田周一) ご意見というより、これは先ほど何か自分で議員が負担するとか、何か最後に書かれているんですけども、これは当然議員サイドによるんか議員の報酬との兼ね合いもあって、大きいところでは金額の高いところではね、何も問題もないんやと思うんですけども、今の宇治田原町で果たしてそういうことが可能なかどうかという、まずそこ。だから、それが解決しないと、議員負担というのはまずできないというのが一つあります。

それから、これは私らも以前から例規集か、あれがもうなくなった時点でずっとこれは言うていることなので、ただ全体的な予算の中で町が、それだけの予算確保をできるかどうか。今のWi-Fiも、委員長言うたように設備を含めてね。だから、当然これはもう精華町でもどこでも何もかも、近隣はもう相当前から皆に配って、貸与してやっていることであって、だから逆に、今るるこういう機種のこと出てきたけれども、恐らく何年先か分らんねんけれども、私のところが仮に導入するとなったときに、リースかどうかの、購入するのちよっと分らんけれども、そういうときにはまた新しいがソフトできているので、いろんな機種とか。

当然、だから、それはもうそのときにまた検討したらどうかという話。だから、取りあえず方向としては、今、山内委員言われたように、これはもうペーパーレスというのはもうどこでも実証済みで分かっていることなので、だから先に行政とのほうで予算化できるかどうか、実際の工事費も含めてね、そういうことやと思います。以上。

○委員長（馬場 哉） 森山委員。

○委員（森山高広） ほかの議会でも問題となっていたんですけれども、ふだん i P a dとか配付した場合、議員活動以外にも、例えばユーチューブとかね、個人のにも使えるという話で、それで議会で配付して、そこで住民の人に説明がつくのかどうなのかというところでもめている部分が出てきているという話もされていて、だから最初の頃は全て議会から貸与という形やってみたいたいなんですけれども、だんだん議員が自分で買ってというふうに変わっていったということも書かれていました。

○委員長（馬場 哉） 私も、今の関連で、もちろんペーパーレス化についてはここにも書かれていますけれども、どこかの町だったか、年間約173万円の経費の削減ということが資料にも書かれています、石川県の能美市かな、そういうペーパーレス化にすることによって経費の削減と、それから環境に優しい議会というか行政というのもあるので、議会側から行政に提案しても来年度からできるわけでもなく、行政側もいろいろW i - F i の環境であるとか、そろえることに関してもいろいろの予算的な問題もあるでしょうから、こういうことは議会として考えていますよということぐらいは、今年度はもう無理やと思うので、来年度の議会側からの予算要求でぜひ何か考えていったらどうですかということをお局側には言えるかというふうに思います。

それと、今話題に出ていた貸与か、それから議員自身の購入かというふうで言うたら、私の意見としては、議員自身で購入したほうがいろんな議員活動にも使えるので、貸与よりも議員がそれぞれ購入して進めていくのがいいのではないかとこのように私は思います。

以上です。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、一応この資料、森山委員ありがとうございましたという形で、これについてはまたそれぞれ委員さんがいろいろ資料等を参考にしながら勉強していくぐらいかなというふうに思います。

以上で、議会活性化特別委員会を終わります。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 午後1時00分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会活性化特別委員会委員長